

エクイティ・ファイナンスに関する基礎知識

第三章 株式の種類・増資の手続き

目次

- 1. 株式の種類 p.2**
- 2. 増資の手続き p.15**

1. 株式の種類

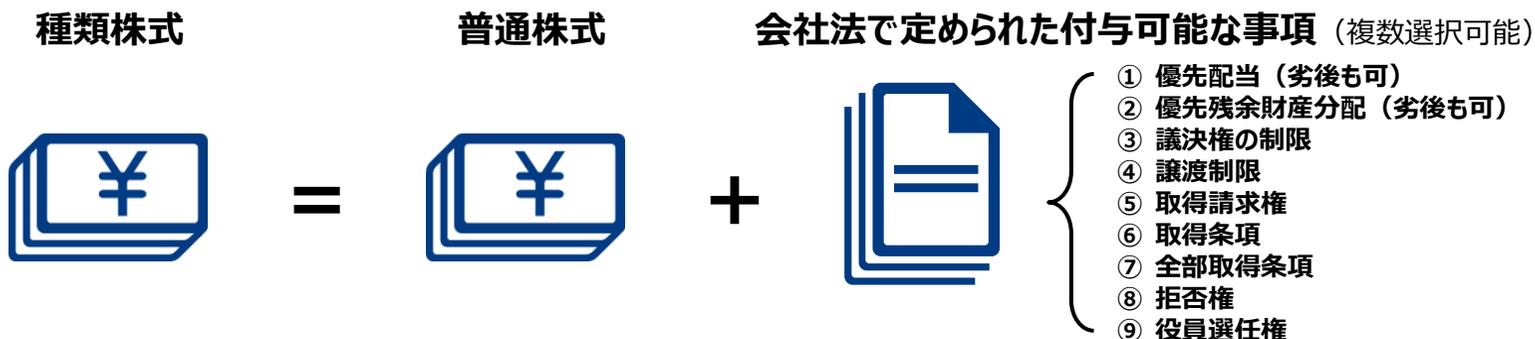
(1) 増資による資金調達においてはどのような株式が発行できるか？

- 普通株式の他、様々な権利を付与（または制限）した種類株式を発行可能
- 増資（エクイティ・ファイナンス）の成功に向けて種類株式の活用は有効な手段

株式とは、株式会社が資金を集めるために発行する証明書



「普通株式」と、株主の権利を制限したり優遇したりする権利を付与した「種類株式」がある



(2) 種類株式として付与または制限できる株主の権利とは？

- 種類株式とは一定の事項に関する株主の権利を優先、または制限した株式です
- 特定の事項に関する権利を制限する一方で、他の事項に関する権利を他の株主よりも優先させる場合が多くみられます

会社法上の規定で種類株式に設定できる事項	説明
① 優先配当（劣後也可）	剰余金の配当において、配当額や配当順序を差別化できる。
② 優先残余財産分配（劣後也可）	残余財産の分配において、分配額や分配順序を差別化できる。
③ 議決権の制限	株主総会で議決権を行使することができる事項を制限できる。
④ 譲渡制限	株式を譲渡する際、会社の承認を要件とすることができる。
⑤ 取得請求権	株主が会社に対して種類株式の取得（転換）を請求することができる。
⑥ 取得条項	一定の事由の発生を条件に、会社が株主から種類株式を取得することができる。
⑦ 全部取得条項	会社が株主総会の決議により当該種類株式全てを取得することができる。
⑧ 拒否権	株主総会や取締役会で決議すべき事項について、種類株主総会の決議を要件とすることができる。
⑨ 役員選任権	種類株主総会で取締役・監査役を選任できる。

ポイント



- 会社の定款に定めることのできる種類株式の権利は会社法の規定で決まっていますが、それ以外にも**投資契約***や**株主間契約***で**権利を、直接または間接的に制限・優遇することも可能**です。
- 会社と新規増資を引き受ける出資者間だけでなく、既存株主への影響等を含め、どのような手法を用いて、**増資に係る懸念事項や課題を解決するかは、法律の専門家（弁護士等）の助言を踏まえて、設計しておくことが重要**です。
- また、種類株式は、普通株式と区別するために、A種株式やB種株式（または、A種優先株式、B種優先株式）と呼ぶことが多く、それにどのような権利が付与または制限されているかは、定款や投資契約書で規定されます。

*投資契約と株主間契約についての説明は後掲

(3) なぜ種類株式を発行するのか？

- 種類株式を活用することにより、普通株式による増資で生じる問題に対処できます

会社が乗っ取られてしまうのではないだろうか？

経営への関与度を維持する

①優先配当 ②優先残余分配
株式価値を高め、発行株式数を少なくする

③議決権の制限
議決権を行使できる事項を制限する

意図しない株主へ対応する

④譲渡制限
意図しない株主へ株式を渡さない

⑥取得条項 ⑦全部取得条項
強制的に株式を回収する

必要な金額がきちんと調達できるだろうか？

株式の魅力を高める

①優先配当 ②優先残余分配
出資者に経済的利益を与える

⑧拒否権 ⑨役員選任権
出資者にガバナンスに対する権利を与える

出資に対するハードルを下げる

⑤取得請求権
株式の流動性を高め、出資者を保護する

(4) 種類株式に付与/制限できる株主の権利：①優先配当

● 優先配当権は、配当金の支払いを普通株主に対して優先的に受ける権利

権利の概要

- この株主（優先株主）は配当金の受け取りについて、普通株主より「優先的な取扱いを受ける権利」を持つように設定することができます。
- 「優先的な取扱い」とは、優先株主が、普通株主よりも先に配当金を受領することができたり、普通株主よりも高い配当金を受けられたりすることを指します。（このような優先株主のみが受け取ることができる配当を「優先配当」といいます。）
- また、優先配当権の定め方には、①累積型／非累積型と②参加型／非参加型の区別があります。

優先配当権の定め方	説明																								
① 累積型・非累積型	優先配当の全額が支払われなかった場合、不足分について翌年度以降に繰り越すことのできるか否か。																								
② 参加型・非参加型	優先配当の支払い後の普通配当について、優先株主が受けることができるか否か。 <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">参加型の場合</th><th colspan="3">非参加型の場合</th></tr><tr><th>株主</th><th>優先配当</th><th>普通配当</th><th>株主</th><th>優先配当</th><th>普通配当</th></tr></thead><tbody><tr><td>優先株主</td><td>○</td><td>○</td><td>優先株主</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>普通株主</td><td>×</td><td>○</td><td>普通株主</td><td>×</td><td>○</td></tr></tbody></table>	参加型の場合			非参加型の場合			株主	優先配当	普通配当	株主	優先配当	普通配当	優先株主	○	○	優先株主	○	×	普通株主	×	○	普通株主	×	○
参加型の場合			非参加型の場合																						
株主	優先配当	普通配当	株主	優先配当	普通配当																				
優先株主	○	○	優先株主	○	×																				
普通株主	×	○	普通株主	×	○																				

定款や投資契約書における条文の例

項目	条文例
配当順序・額の差別化	A種株主に対し、普通株主に先立ち、A種株式1株につき払込金額に年率〇〇%を乗じた額の配当をする。
非累積型	ある事業年度において、A種株式1株当たりの剰余金の配当額が払込金額に年率〇〇%を乗じた額に達しないときでも、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
参加型	普通株主に対して剰余金の配当をするときは、A種株主に対して、A種株式1株につき普通株式1株当たりの剰余金の配当金と同額の剰余金の配当をする。

ポイント



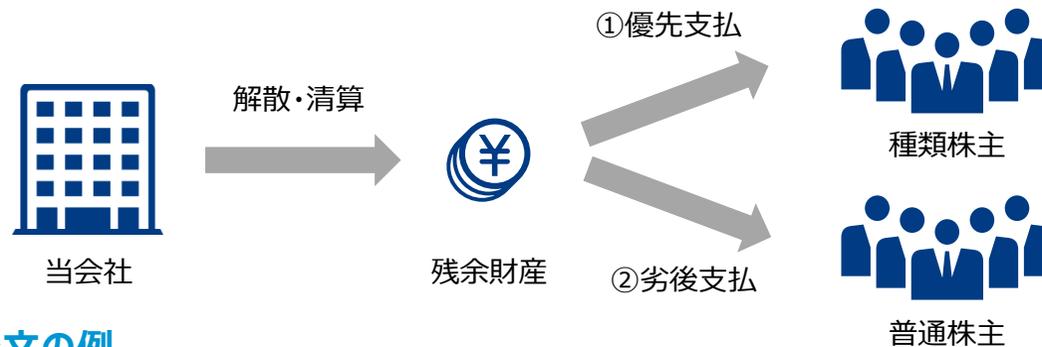
- 優先的に配当金が受け取れることから、出資を集め易くする効果があります。
- 一方で、普通株主が受け取る配当が少なくなる場合もあることには留意が必要です。

(4) 種類株式に付与/制限できる株主の権利：②優先残余財産分配権

● 優先残余財産分配権は、清算時財産分配を普通株主に対して優先的に受ける権利

権利の概要

- 会社を解散・清算した場合に残った財産（残余財産）の分配において、配当額や配当順序に関して、普通株主よりも優先的に支払いを受けることができます。
- 優先残余財産分配請求権は解散・清算のときのみ機能しますが、投資契約書等において、合併等を解散や清算と同様とみなして優先的に対価を分配する条項（「みなし清算条項」といいます。）を設けること等により、幅広く、M&A等においても優先株主が優先的に資金を回収することが可能となります。
- また、優先分配とは別に分配しないという設定も可能ですが、配当を受けることも、残余財産を受けることもできない株式の発行は会社法で認められていません。



定款や投資契約書における条文の例

項目	条文例
優先分配	残余財産の分配をするときは、A種株主に対し、普通株主に先立ち、A種株式1株につき、金〇〇円を支払う。

ポイント



- 一見、会社を売却することが無い場合には関係が無いように感じられますが、リスクが高く、既存事業にも影響のある投資をする場合には出資者からの優先残余財産分配権の付与を提案されるケースもあると考えられます。出資者は、必ずしも会社売却を見据えているのではなく、会社のチャレンジングな取組みに賛同しての提案の場合も多いため、一概に否定的に取らずに、出資者とよく対話することが重要です。
- なお、残余財産分配についても、優先配当と同様に参加型/非参加型があります。

(4) 種類株式に付与/制限できる株主の権利：③ 議決権の制限

- 議決権の制限は、議決権を行使できる事項を制限し経営への関与を限定すること

権利の概要

- 株主総会の決議事項について、その全部または一部に関して議決権を制限することができます。
- これによって、第三者に対する普通株式の発行で生じる議決権の分散による経営権の分散を防ぎつつ、増資による資金調達を行うことが実現できます。



定款や投資契約書における条文の例

項目	条文例
全部制限	A種株主は、株主総会において、全ての事項につき議決権を行使することができない。
一部制限	A種株主は、株主総会において、次の事項について、議決権を行使することができない。 (1) ●●

ポイント



- 議決権の制限が付与された株式は、普通株式の主要な権利が行使できないことから、株式の魅力は低下します。したがって、「優先配当権」や「優先残余財産分配権」などの経済的利益の付与と引き換えに議決権を制限するケースが多くみられます。
- また、種類株式として議決権を制限するのではなく、株主間契約によって、例えば、「役員の選任については経営株主の提案に賛成する」といった経営権維持の仕組みを検討する方法もあります。

(4) 種類株式に付与/制限できる株主の権利：④譲渡制限

- 譲渡制限は、株主構成を維持するため株式の譲渡を制限すること

権利の概要

- 株主総会や取締役会等の承認なしで、勝手に第三者に株式を譲渡ができないような制限を設定することができます。
- これによって、株主として好ましくない第三者が会社の経営へ参画することを、未然に防ぐことができます。
- 譲渡制限については、全株式について、会社設立当初から設定されていることも多く見られます。



定款や投資契約書における条文の例

項目	条文例
取締役会決議の場合	当会社のA種株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
株主総会決議の場合	当会社のA種株式を譲渡により取得するには、株主総会の決議を要する。

ポイント



- 株式譲渡の承認をしない場合には、株主は会社に対して会社又は会社が指定する者（指定買取人）が株式を買い取るよう請求することができます。会社は、自ら株式を買い取るか、株式を買い取ってくれる第三者（指定買取人）を選定する必要があり、買取に応じなかったり、期限までに返答をしなかったりした場合には、「みなし承認」として株式の譲渡が認められることに留意が必要です。
- なお、譲渡制限については、種類株式として設定する方法の他に、株主同士の約束事（株主間契約）として、例えば、譲渡の際に経営株主の承認を得る旨を設定するといったことで、実質的な制限を設定するといったことも検討することが可能です。

(4) 種類株式に付与/制限できる株主の権利：⑤取得請求権

● 取得請求権は、“株主が”会社に対して株式の取得を請求することができる権利

権利の概要

- 株主は、自身が所有する株式を取得するよう、会社に対して請求することができます。
- 会社による取得の対価は、金銭は勿論のこと、社債や新株予約権、新株予約権付社債、普通株式、他の種類株式等の中から定めることも可能です。
- 実質的に流通性の少ない非公開株の買い取りを出資者に保証することにより、出資者のEXIT（株式売却）への不安を軽減する効果があります。



定款や投資契約書における条文の例

対価	条文例
普通株式	A種株主は、いつでも当会社に対し、その有するA種株式の全部または一部を取得するよう請求することができるものとし、当会社は、A種株式を取得するのと引換えに、A種株式1株につき普通株式1株を当該A種株主に交付する。
金銭対価	A種株主は、●年●月●日以降、当会社に対し、その有するA種株式の全部または一部を取得するよう請求することができるものとし、当会社は、A種株式を取得するのと引換えに、A種株式1株につき金〇〇円銭を当該A種株主に交付する。

ポイント



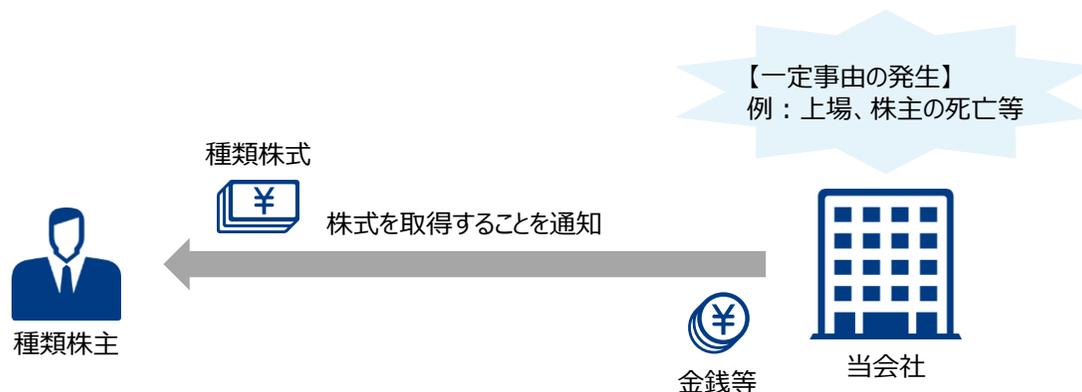
- 取得対価を金銭にした場合、会社は分配可能額の範囲を超えた買取りをすることができないことから、出資者は普通株式や他の種類株式を対価にすることを望むケースも少なくありません。
- 普通株式や他の種類株式を対価とした場合には、会社は費用をかけずに権利行使に応じることができる一方で、議決権等を含め、株主との権利関係がそれまでと変わる可能性があることに留意が必要です。

(4) 種類株式に付与/制限できる株主の権利：⑥取得条項

● 取得条項は“会社が”株主から強制的に株式を取得できるとする条項

権利の概要

- 定款に定めた「一定の事由」が発生した場合、会社が株主本人の同意なしで株式を取得することができます。
- 会社による取得の対価は、金銭は勿論のこと、社債や新株予約権、新株予約権付社債、普通株式、他の種類株式等の中から定めることも可能です。



定款や投資契約書における条文の例

項目	条文例
「一定の事由」として特定の発生事由を定める場合	当会社は、次の事由に該当する場合には、A種類株式の全部を取得することができるものとし、当会社は、A種株式を取得するのと引換えに、A種株式1株につき普通株式1株を交付する。 (1) ●
会社が別に定める日をもって「一定の事由」とする場合	当会社は、●年●月●日以降いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種株式の全部を取得することができるものとし、当会社は、A種株式を取得するのと引換えに、A種株式1株につき金〇〇円を交付する。

ポイント



- 株主が死亡した際に相続等によって、意図しない株主へ株式を拡散すること等を未然に防ぐことができます。
- また、様々な権利のついた種類株式のままでは上場ができないため、それを見据えている場合には種類株式を普通株式に転換する（種類株式を取得する対価として普通株式を渡す）ために付与されるケースが多く見られます。

(4) 種類株式に付与/制限できる株主の権利：⑦全部取得条項

- 全部取得条項は、株主総会の決議で会社が全ての株式を取得できるとする条項

権利の概要

- ・ 株主総会の特別決議にて、金銭やその他の財産等を対価として、会社が全部取得条項付きの種類株式をすべて回収することができます。
- ・ 会社による取得の対価は、金銭は勿論のこと、社債や新株予約権、新株予約権付社債、他の種類株式等の中から定めることも可能です。



定款や投資契約書における条文の例

条文例

当会社が発行するA種株式は、株主総会の特別決議により、当会社がその全部を取得することができるものとし、当会社は、A種株式を取得すると引換えに、「A種株式1株につき金〇〇円」、「A種株式1株につき普通株式〇株」を交付する。

ポイント



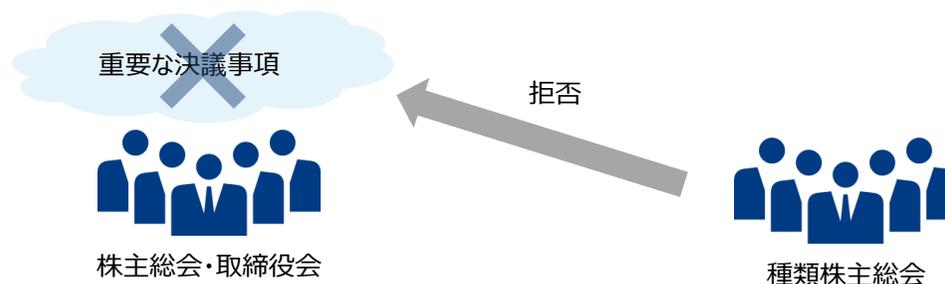
- ・ 「取得条項」と「全部取得条項」との違いは、取得条項は一定の事由発生によって会社の意思のみで買取りが行われるのに対して、全部取得条項は、株主総会の特別決議を経る必要があり、会社の意思のみでは行うことができないという点です。
- ・ 全部取得条項は、少数株主の持つ種類株式を議決権無しの種類株式に転換する目的で使用したり、事業再生のために出資を受ける際に既存株主の地位を排除するために行う100%減資の目的で使用されたりすることがあります。
- ・ 全部取得条項は、株主総会や種類株主総会の特別決議に基づく定款変更により特定の種類株式に対して事後的に付することができるため、資金調達を新規で行う場合というよりは、上記のような目的のために、普通株式を他の種類株式に転換する手続き（株主総会で、「種類株式発行会社への定款変更」→「普通株式を全部取得条項付株式へと変更するための定款変更」→「株式の全部取得」に関する特別決議→他の種類株式を交付）が行われることが多く見られます。

(4) 種類株式に付与/制限できる株主の権利：⑧拒否権

- 拒否権は、重要な会社の判断事項について種類株主総会が拒否することができる権利

権利の概要

- 株主総会や取締役会で決議する特定の事項について、種類株主総会の決議をも必要とすることができる権利です。
- これにより、会社が特定の事項を決議する場合、当該事項については、種類株主は“拒否権を有していることと同様の権限”を持つことになります。
- このように、拒否権付種類株式は、大きな権限を持つことから“黄金株”とも呼ばれます。



定款や投資契約書における条文の例

条文例

当会社が〇〇を行う場合には、当会社の株主総会の決議に加えて、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。

ポイント



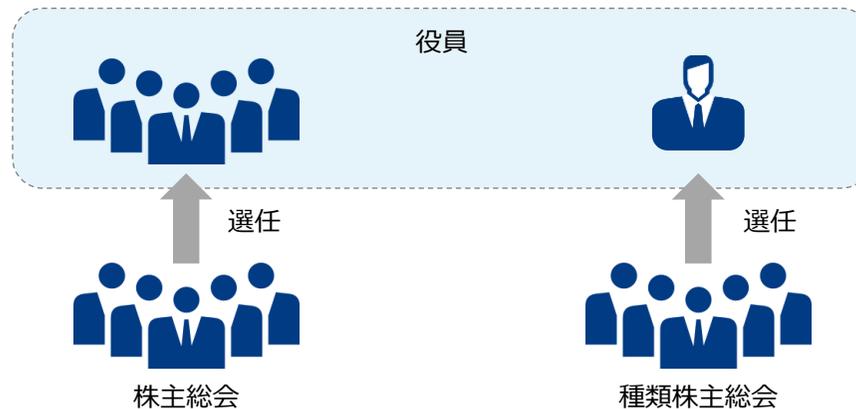
- 拒否権付種類株式は、外部株主に発行するというよりは、経営株主が経営権の維持のために保有することが一般的であり、また、拒否権付種類株式を1株だけ発行し、保有することで拒否権を確保することができます。
- 拒否権を持たせる内容については自由に設計することができる反面、その内容は定款に定める必要があることから、その設定に他の株主の同意が得られない場合などには、定款変更をして拒否権付種類株式を導入するにはハードルが高いケースがあるほか、拒否権の内容次第では、外部株主が警戒し、増資による資金調達が難しくなるケースも考えられます。
- また、拒否権付種類株式を保有する株主が急遽亡くなった場合など、予期せぬ事態によって、会社として望ましくない相続人が株主となって拒否権を行使するといった可能性もあることに留意が必要です。

(4) 種類株式に付与/制限できる株主の権利：⑨役員選任権

- 役員選任権は、種類株主総会によって役員を選任することができる権利

権利の概要

- ・ 株主総会全体の承認を得なくとも、種類株主総会の決議のみで取締役や監査役といった役員を選任することができます。
- ・ したがって、役員を選任を特定の株主のみで行うことや、外部株主に対し無議決権の種類株式を発行する代わりに、一定数の役員選任権を付与し、経営に関与できるようにするなど、状況や場面によって様々な活用方法があります。



定款や投資契約書における条文の例

条文例

A種株主を構成員とする種類株主総会において取締役〇名および監査役〇名を選任することができる。

ポイント

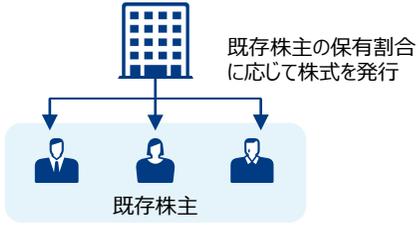
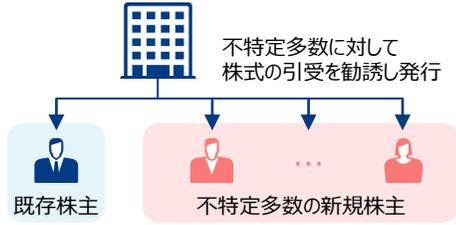


- ・ 外部株主が出資を検討する際に、議決権を一定割合以上保有できない場合には直接的に経営に関与して、企業価値向上に協力することが事実上、難しく、出資検討が難航する場合がありますが、役員選任権を付与することによって、これを解決することができます。
- ・ また、役員選任については、株主間契約において、「外部株主が提案した者1名を取締役として選任することに賛成をする」等と定めることにより、種類株式を活用することなく、外部株主に役員選任権を付与するのと実質的に近い効果を設定することも可能です。
- ・ なお、種類株主総会で選任された役員は種類株主総会でしか、解任することができません。

2. 増資の手続き

(1) 増資手法の種類

- 増資の手法は各々の長短があるため、特徴を理解して選択する必要があります
- 非上場企業の場合、①か②を利用することが一般的です

		①株主割当増資	②第三者割当増資	③公募増資
勧誘対象		<p>既存の株主</p> 	<p>特定の第三者</p> 	<p>不特定多数</p> 
概要		<ul style="list-style-type: none"> 新たに発行する株式を、既存株主の持分比率に応じて割当てて、出資を募る資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の誰かを出資者として、新規株式を発行する資金調達 出資者は、既存株主の場合もあるが、①とは異なり、特定の株主のみが取得する点で異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 既存株主かどうかに関わらず、不特定多数の出資者に対して、株式の発行による出資を募る方法
特徴	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 保有割合等が変わらないという点で既存株主との調整が付き易く、比較的スムーズに手続きを進めることができることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 意欲の高い出資者を株式の引受先として出資を募ることができるため、資金が集まり易い 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの出資者に投資を募るため、多額の資金調達を行うのに適している
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 既存株主の資金余力や出資意欲によって調達総額が決まるため、多額の資金調達が難しい場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 全体の発行株式数が増えることで、既存株主との間で、持分比率が下がったり、株主構成が変わったりすることに対する調整が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの出資者を勧誘するためにコストがかかるほか、有価証券届出書や目論見書の作成、継続的な有価証券報告書の作成（継続開示）等が必要となる

(2) 増資をするためにはどのような手続きが必要か？

- 増資は会社法に基づいた法的な手続きが必要となります
- 借入による資金調達とは手続きが大きく異なることに留意が必要です

出資条件の協議

- ・ 出資者と、出資金額とそれに伴う発行株式数や株式の種類等、出資条件について協議を行います

定款の確認

- ・ 定款で増資に関する制限が無いかを確認します
- ・ 特に発行可能株式数が十分ではない場合には株主総会で定款変更の決議が必要となります

株主総会の開催

- ・ 発行する株式の内容を決定するため、株主総会を開催し、決議を行います
- ・ 内容は、新規発行株式の「種類・数」、「払込金額」、「増加する資本金額等」、「払込期日・期間」になります

引受けの募集・申込

- ・ 株主総会での決議に基づいた条件で、出資者の募集および申込の受付を行います

取締役会の開催

- ・ 出資者候補が決まったら、その出資者（株式引受人）を確定させます（割当決議）

出資金の払い込み

- ・ 割当決議後、株式引受人に、その旨を連絡し、払込期日に出資金の払い込みを受けます
- ・ この払い込みを以って、新しい株式引受人は株主としての権利を行使することができます

登記申請

- ・ 増資が完了したら、発行株式数や資本金額の変更について、法務局に登記申請します（完了後2週間以内）

その他書類の更新等

- ・ 登記申請以外に、株主名簿や会社のHP等対外的な資料の更新等を必要に応じて実施します

ポイント



- ・ 増資の手続きは、ケースバイケースで必要な事項が変わることもあり、また**手続きの不備は後々大きな問題となることもあります。**
- ・ 手続きに自信がある場合でも、**弁護士や司法書士等の専門家のサポートを検討しましょう。**

(3) 増資を検討する際に特に留意しなければならないことは？

- 増資による資金調達額は「発行株式数」×「1株あたり払込価額」で決まります
- 多額の増資は株主構成や株主総会の議決権割合に大きく影響が出ることがあります

必要な研究開発資金
3億円



株主構成
社長100株
(議決権100%)



会社の株価
1百万円/株



この状況で普通株式で増資をしようとすると…



3億円は調達できるが社長の議決権が過半数未満に…

株主構成

社長100株
(議決権25%)



新規株主300株
(議決権75%)



社長の議決権過半数維持を考えると5千万円しか調達ができない…

株主構成

社長100株
(議決権67%)



新規株主50株
(議決権33%)



ポイント



- 株価によっては、必要な資金を調達するために、多くの株式を新規発行する必要が出てくる場合があります。
- その場合、議決権割合等を考え、**種類株式の利用や、銀行等金融機関からの借入を併せて行うなどの工夫を検討することが重要です。**

(4) オーナー企業が外部からの出資を受ける場合に留意すべきこと

- 身内で株式を保有している企業（オーナー企業）の場合、株主総会や取締役会等も実際には身内での開催となるため、簡易に済ませてしまうことも少なくありません
- 経営者や大株主として、法的な手続きを改めて意識し、株主に対して誠意ある行動を心掛けることが重要です

経営者として株主への誠意ある行動

株主総会の招集・開催

- 株主総会の決議事項については、しっかりと株主総会を開くことは勿論のこと、株主総会の招集通知を開催日（会日）の1~2週間前までに発送しなければなりません（注）。
- また、年1回の**定時株主総会の開催（定款において開催期限が定められている場合が多い）**、必要に応じた**臨時株主総会の開催、各株主総会の招集・開催の手続の履践など、法的に必要な手続を確実に順守をしましょう。**

株主総会の決議事項

- 定款の変更、取締役の選任・解任、役員報酬、計算書類（決算書）の承認、配当などは、株主総会の決議事項です。
- オーナー経営者が大株主であるため、**結果的にはオーナー経営者の意向が反映される場合でも、株主総会を開催し、正式な手続きに基づいて行いましょう。**

（注）招集通知の発送期限は会社によって異なります。

株主として他の株主への誠意ある行動

経営者と株主の各々の立場の区別

- 経営者株主は、経営者であると同時に、外部出資者と同様に株主という立場でもあります。
- 様々な意思決定について、その権限が経営者としてのものか、株主としてのものなのかを整理して行使する必要があります。
- 経営者としては当然ですが、場合によっては**他の株主同様、株主としての目線で会社の在り方を考え、他の株主とともに意思決定をすることが求められます。**

株主間契約の順守

- 株主同士での契約を締結している場合には、その内容によって議決権の行使や議案の提出等に一定の制限を受けたり、ルールを守らなければならないことがあります。
- 例えば、「株式売却について、一定の割合の株主が合意する場合にはそれに賛同する」といったことなどがあります。
- **違反した場合に無効となるとは限りませんが、損害賠償責任等に関われる可能性があります。**

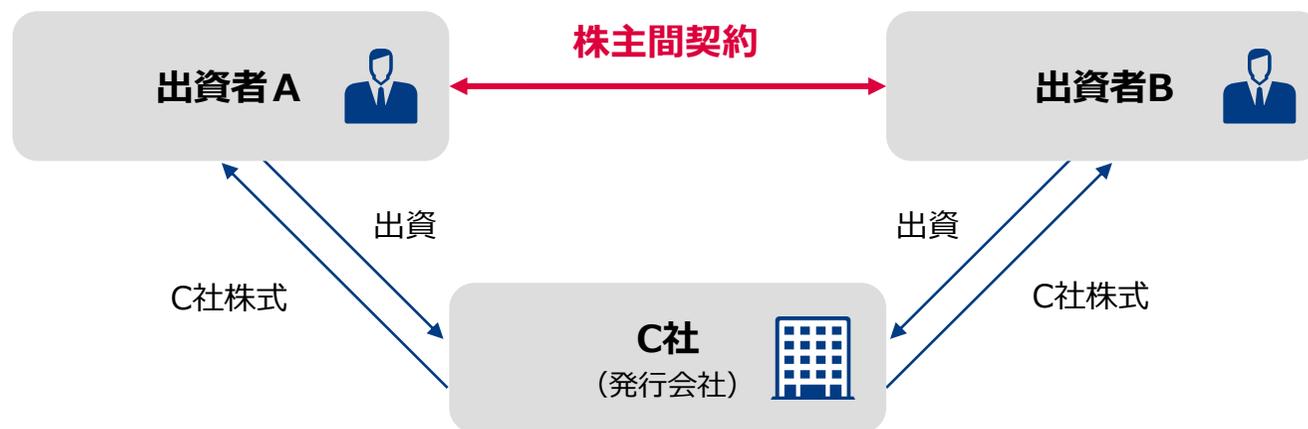
ポイント



- 株主と経営陣（取締役）が同じ場合は、株式総会決議事項や取締役会決議事項などが曖昧なまま進められる場合も少なくありません。
- 場合によっては、**決議が無効となる場合もありますので、どのような事が株主総会の決議が必要か十分確認をするようにしましょう。**

【参考】株主間契約：概要

- 株主間契約とは株主同士で締結する出資した会社の運営等に関する取り決めです
- 非上場株式を発行または取得する際には、株式自体の権利の他に、株主間でのルールの内容についても留意が必要です



内容		説明
1	締結するタイミングは？	● 株主間契約書は、必要に応じて締結することができます（＝必須ではありません）が、会社が新しく出資を受ける（株式が発行される）場合に、投資契約書とともに締結されることが多くみられます（投資契約書が株主間契約書を兼ねることもあります）。
2	誰が作成するのか？	● 株主間契約書は、出資者、発行会社（出資を受ける会社）、既存の主要株主で作成されることが多くみられます。 ● 発行会社が契約者とはならない場合でも、経営の意思決定等に影響があるため、内容を把握しておくことは重要です。
3	誰が締結するのか？	● 既存および新しく株式を保有する株主間で締結されます。 ● なお、あくまで株主間の相対での契約のため、全ての株主が締結しなければならないということはありませんが、議決権の行使等にも影響があるため、株主は締結しなくとも内容を把握しておくことは重要です。

【参考】株主間契約：契約内容

- 当事者（株主）間での合意事項であり、その内容は自由に決めることができます
- そのため、その効力は場面によっては株主間で有利/不利が生じる場合があります

株主間契約で定められる内容の例

内容	項目	説明
① ガバナンスに関する事項	事前承認	<ul style="list-style-type: none">・ 重要事項について、出資者の事前承認が必要であることを取り決める契約条項・ 例えば、定款の変更、資本金の額の減少、取締役の選任・解任、新株発行、合併その他M&Aなどがある
	情報開示	<ul style="list-style-type: none">・ 発行会社による出資者への情報開示の範囲を取り決める条項・ 例えば、決算書類の他、月次決算や新規事業等の計画書や進捗に関する資料等、が考えられる
② 運営に関する事項	創業株主（オーナー社長）の専念義務	<ul style="list-style-type: none">・ 代表取締役でもある創業株主が、代表取締役の地位を辞任したり、発行会社の事業以外に関与したりすることにより、発行会社の経営がないがしろになることを防ぐために、発行会社の事業経営への専念義務を定める契約条項
	取締役・オブザーバーの派遣	<ul style="list-style-type: none">・ 少数（または特定）の株主の会社運営への監督・関与を図る条項・ 例えば、「出資者は取締役を1名選任することができる」「出資者は取締役会にオブザーバーを1名派遣することができる」といった内容
③ 株式の譲渡等に関する事項	強制売却	<ul style="list-style-type: none">・ 強制売却は、ある株主（通常は一定の割合以上を保有）が第三者に発行会社の株式を売却する場合には、他の株主もその保有する株式を当該第三者に売却することを義務付けるといった条項
	共同売却	<ul style="list-style-type: none">・ 共同売却は、例えば、創業株主やオーナー社長自身が保有する株式を、第三者に譲渡しようとする際に、他の出資者も自らの保有株式と一緒にその第三者に売却することができる権利を付与する条項
	先買権	<ul style="list-style-type: none">・ 先買権は、ある株主が第三者に株式を譲渡しようとする場合に、別の株主が、同一条件で、当該第三者ではなく自らに当該株式を売り渡すように要求できる権利を付与する条項

本章の法的な内容に関しては、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の濱須伸太郎弁護士（シニアパートナー）と水上高佑弁護士（シニアパートナー）による全面的な支援のもとで作成を行っています。